

★一枚ずつ印刷しご提出ください。

(I) 扶養理由書・A 《記入例》 (申請するすべての被扶養者共通)

《必須書類》

(1) 健康保険被扶養者(異動)届 (2) 扶養理由書A・B (3) 直近3ヶ月以内に取得した住民票(世帯全員記載・続柄等省略不可個人番号記載)の原本。以上(1)～(3)に、下記必要書類を添付してください。★金額等、必要事項は必ずご記入ください。

【1】申請事由

- いずれか該当の口に✓を入れてください。
- 「出生」または「扶養義務者変更」で申請する場合は、更に該当の項目の口に✓を入れ、金額等を記入してください。
- 各【必須書類】の注意事項(※印)をご確認の上、必要な添付書類をご用意ください。

《出生》

被扶養者である妻が出生 ⇒	すでに被扶養者として認定されている場合はこちらに✓を入れてください。
被扶養者でない妻が出生 ⇒	他の健康保険に加入されている場合はこちらに✓し、年収をご記入の上、書類を添付してください。
被保険者本人が出生 ⇒	被保険者の扶養に申請する場合は配偶者(夫)の年収をご記入の上、書類を添付してください。

《離職》

離職で申請する場合は「(I) 扶養理由書・A」「(II) 扶養理由書・B」「(III) 失業給付受給内容確認書」の3枚が必要です。

《雇用形態の変更による収入の減少》

賃金、勤務時間等(年収が推測できる)の記載がない場合は証明書として認められません。その場合は「(IV) 雇用証明書」をご利用ください。また、記載された情報が収入基準を超える場合も「(IV) 雇用証明書」の提出が必要です。

【2】扶養申請理由(出生の場合は記入不要)

●18歳以上60歳未満の家族について

健康保険の被扶養者に該当する方は通常、(1)配偶者、(2)18歳未満の子、(3)60歳以上の家族です。

18歳以上60歳未満の方は就労可能な年齢にあり、被保険者の経済的支援がなくても自立して生活できる場合が多くあります。このため、被扶養者になるためには書類の提出により就労できない状態にあることを証明し、被保険者が生活費のほとんどを援助しなくてはならない状態にあることを申し、添付書類により証明していただく必要があります。

また、該当のチェック項目がない場合も、こちらに詳細をご記入ください。

【3】申請前に加入していた健康保険(出生の場合を除く)

当健保の被保険者だった場合は、記号・番号をご記入ください。

任意継続を脱退により申請する場合は、加入していた健康保険の「健康保険喪失証明書」を添付してください。

【4】申請する被扶養者の配偶者について(該当の場合のみ)

該当の場合のみ記入してください。

